

令和 2 年度第 1 回小牧市国民健康保険運営協議会 書面協議結果

1 協議事項

傷病手当金の支給について

2 協議方法

小牧市国民健康保険運営協議会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面協議書の提出を依頼した。

3 協議期間

令和 2 年 4 月 1 0 日(金)から令和 2 年 4 月 1 7 日(金)まで

4 協議結果

委員数 1 2 名

回答数 1 2 名

承認する	承認しない	その他
1 2 名	0 名	0 名

意見（3 件）

- (1)「感染が疑われる者」は削除した方が良いと思います。
- (2)給与の支払いを受けている者以外の方々が多く国保に加入しているのではないかと考えるなら、対象者を幅広く考え、より多くの方が支給対象者になるようにしてください。
- (3)制度には賛同しますが、日額上限 30,887 円は少し高額すぎると思われます。国の基準とか、根拠を明確にすべきと考えます。

意見に対する事務局説明

(1)国は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するため、感染者だけでなく、発熱等の症状があり感染が疑われる者についても、休みやすい環境を整備する必要があると考え、傷病手当金の支給対象者に「感染が疑われる者」も含めています。

本市においても国の考えを支持するものです。

(2) 今回の傷病手当金の支給については、国が健康保険法を参考に基準を示したもので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業主から出勤停止を求められ、収入が減少する被用者への給与補償を目的としています。このため、対象者は被用者（給与の支払いを受けている者）に限ることとしています。

(3) 日額上限は健康保険（協会けんぽ）の標準報酬最高等級相当額に合わせて設定されたものですが、国保に加入している被用者で日額上限に達する者はいないと考えています。

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、回答のあった委員12名のうち過半数を上回る委員の承認を得られたことから、小牧市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項に基づき、原案通り承認された。